

食育情報発信フェイスブックアカウント【たべやん通信】運用実施要領

1 目的

健康や栄養に配慮した食生活の実践等、若い世代はその他の世代より課題は多くあるが、区役所等で行う講座や教室には若い世代の参加が少なく、啓発が十分に行き届いていない。また、氾濫する情報の中で、特に若い世代に対して、「食」に関する正しい情報を提供する手段としてフェイスブックアカウントを開設する。

2 内容と名称

食育に関する全般の情報発信とし、健康局、保健福祉センター、その他食育関係部局の食育に関する内容を発信し、大阪市食育推進計画の推進につながるものとする。名称は、大阪市の食育推進キャラクター「たべやん」を広く周知するため、【たべやん通信】とする。

3 記事の投稿

原則として、毎月 19 日の食育の日を投稿日とする。その他食育キャンペーンや各区食育展の情報発信等についてはその都度対応する。

健康局健康づくり課以外からの記事を掲載する場合は、投稿日時の 1 週間前までに様式 1 により依頼を受けるものとする。

4 投稿

府内情報端末からログインして投稿することを基本とする。

5 運用管理者

健康局健康推進部健康づくり課長とする。

6 運用者（投稿者）

健康局健康推進部健康づくり課職員とする。

7 留意事項

- (1) 個人が特定できる写真は事前了解をとること。
- (2) 情報発信後は市民からコメントがある場合もあるので、アカウントの確認をすること。
- (3) コメント等が不適切と思われる場合は、削除すること。
- (4) 市政へのご意見・ご提言があった場合は、関係所属等へ情報提供すること。
- (5) 「シェア」は原則として、公的機関及びそれに準ずるもの、またはそれらと連携・協働する団体が運用するアカウントの記事に対して行う。
- (6) 「いいね」は実行しない。
- (7) 投稿にかかる決裁については、健康局健康推進部健康づくり課において行う。投稿にあたっては、誤字脱字や不適切な表現が含まれていないか等の確認を行い、画面上でも日常的に確認すること。
- (8) ID、パスワードの管理を含め、適正な運用に努めること。

附則

この要領は平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

この要領は令和 4 年 7 月 1 日から施行する。